

平成 26 年 7 月 29 日

各 位

株式会社 関西アーバン銀行

「滋賀健康創生」特区における総合特区支援利子補給金制度を利用した  
融資の取扱い開始について

株式会社関西アーバン銀行（頭取：橋本 和正）は、「滋賀健康創生」特区における総合特区支援利子補給金制度を利用した融資の取扱いを開始いたしましたので、お知らせいたします。

本制度は、「滋賀健康創生」特区を推進する事業を行う事業者の皆さまが、必要な資金をお借り入れの際、国の予算の範囲内で 5 年間、最大 0.7%の利子補給金が支給されるものであり、当行は「滋賀健康創生」特区の取組みを金融面からサポートしてまいります。

<ご参考> 「滋賀健康創生」特区の概要

1. 目標

“治療から予防への転換”に寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と健康支援サービスの提供を通じて、地域住民の生活習慣病予防と健康づくりを促進し、地域経済の持続的発展と、県民がいきいきと健康に暮らす社会の実現を目指します。

2. 総合特区の区域

- (1) 大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市の区域
- (2) 長浜バイオ大学、滋賀県立大学、滋賀県東北部工業技術センターの所在地

3. 対象事業

- (1) 医療・健康管理機器開発・事業化推進事業  
生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する医療・健康管理機器の開発・事業化と、これらに必要な環境整備を実施する事業
- (2) 健康支援サービス創出推進事業  
生活習慣病をはじめとする疾病予防や健康づくりに寄与する健康支援サービスの提供と、これらのサービスに必要なプラットフォームの整備を実施する事業

以 上

関西をもっと元気に!!

 関西アーバン銀行

